逸脱行動論の現代的諸相に関する一考察 - 児童虐待を題材に -

A study on Current Aspects of Deviant Behavior Research —In Cases of the Child Abuse—

竹 中 祐 二

要旨

2016(平成28)年5月に北海道で発生した小学生児童行方不明事件を契機に、様々な言説が世間に立ち現われ、児童虐待について社会が再考する契機となった。本稿では、児童虐待をめぐる認識の変容と制度の変遷について概観しつつ、あくまでそれを手掛かりに、そうした逸脱行動・社会病理現象に対する社会的理解のあり様という「枠組み」の側に着目した考察を行い、逸脱行動論の現代的諸相と今後の展開に係る試論を組み立てている。

キーワード:逸脱行動論 (deviant behavior research) / 社会病理学 (social pathology) / 児童虐待 (child abuse)

I 問題の所在

2016(平成28)年5月28日、北海道七飯町の山中で小学2年生の児童が行方不明となる事件が発生した。6日後の6月3日、無事に保護されるという結果に終わったことで、事件に注目していた多くの人々が胸を撫で下ろしたことだろう。ところで、本事件をめぐっては、発生直後から当該児童が無事に保護されてしばらくしてからも、様々な言説が巷間を賑わすこととなった。本来はあらゆるメディアを多角的に検討する作業が必要ではあるが、ここでは有識者のブログエントリを引用する、いわゆる「まとめサイト」というものに分類されるBLOGOS(ブロゴス)から、その一部の記事を紹介する。

まずは、父親のとった行動をめぐる評価についてのエントリを紹介する。そこでは、親としての責任を果たそうとしていることを前提に、当該事案における特殊性を加味しつつ、児童虐待と躾の境界は曖昧であり、誰もがその曖昧さに葛藤・苦

悩することを論拠に、父親を擁護する内容が確認 できる。

「必要以上に親を責めるべきではない。」・「子どものとっさの行動のすべてを親は把握することはできない。」・「子育てをする中で、しつけを冷静にできることの方が少ないかもしれない。」」)

「森の中に置き去りにしたのは行き過ぎた行動ですし、やってはいけないことでしょう。」・「一方で、お父さんが本気で躾(しつけ)をしようとしていたことも感じ取れます。」・「これから先に例えば電車に向かって石を投げたり、線路に置き石をしたり、橋の上から車に向かって石を投げたりするなど大惨事になりかねないようなことを阻止するためには、親として躾をしておかなければいけないと思ったのでしょう。」・「行き過ぎた行動ではありましたが、親としての責任を果たそうとしていたと受け取れます。」・「虐待かと言われたら難しいところと思います。」²⁾

「この事件、全国の子どもを持つ親はみんな『ハ

TAKENAKA, Yuji

北陸学院大学 人間総合学部 社会学科 社会病理学、児童福祉論 ッ』としたと思いますよ。」・「特に小学校低学年の子を持つ親にとっては、他人事とは思えなかったはずです。」・「実際、しつけって本当にギリギリの線ですよ。」・「どこの家庭でもきっとそうでしょう。」³

それに対し、児童・子どもの人権・生命を、すなわち「子どもの最善の利益」を考慮する立場から、本事案における父親と、父親を擁護する立場への批判も見られる。

「ネット界の流言飛語はともかくとして、やはりこの両親のしたことは、しつけの次元を超えています。」・「やはり、虐待です。」・「この置き去り行為が虐待だという認識が共有されるまで、この問題は終わりません。」⁴

「置き去り行為がしつけなのかどうかという問題が後を引きずっています。」・「これをしつけだと擁護する人たちがいるからです。」・「冷静であろうとなかろと、置き去りにされた子の視点が全く欠如してしまっているからです。」「5)(※原文ママ)

「おそらく、警察は、形式的に両親の刑事責任の 有無を判断するのではなく、専門家である児相の 判断をまって、保護責任者遺棄罪の処理(起訴不 起訴の方針の決定)をする方針だと思われます。」 ・「今回の北海道警函館中央署の対応は、世論に 流されず、警察の職分をわきまえたもので、極め て冷静なものとして評価できます。」・「子どもが 見つかったのだから、親を許せという論調は間違 いです。」・「結果的に子どもは無事保護されまし たが、死亡事件となる可能性が十分にあった事件 の、本来の在り方です。」・「

「『今回はたまたま……』『子育でにストレスはつきもの……』で児童相談所が親の責任を不問にして、結局子供が被害に遭う悲惨なケース、今までいくつ見てきた?」・「普段から『これは絶対ダメ』と明確な線引きを親は自分自身に染み込ませておかないといけないことがある。」・「『置き去りは絶対ダメ』もその1つ。」・「今回の事件は、お父さ

んの見た目や態度がいい人そうだから、みんな『大 丈夫なんじゃない?』という気持ちになっている だけではないだろうか。」・「主観に左右されない 客観的な手続きが、こういう場合は必要。」・「今 回のケースでは警察が事情聴取したうえで、不起 訴が決まったとのこと。」・「それはそれで客観的 で正しい手続き。」[↑]

これらに類するものとして、児童自身の行動論理に着目する観点から、あるいは結果論的な観点から、好意的に解釈する立場も見られる。

「この事件で、心のケアが必要と言われていますが、私は疑問です。」・「大和君にとっても、よい経験になったのではないでしょうか。」・「彼が、強い自立心と冷静な行動力を持っている事は間違いありません。」⁸

「病院からも退院となり、その様子がニュースで流れていたわけだが、ニュース映像を見るに、男の子はとても楽しそうだった。」・「『もう発見されたんだから、もう取材はやめてやれよ』とも思ったが、その笑顔を見た時に、退院の様子を報じたことは良かったのかなとも感じられた。」・「願わくば・・・(中略)・・・一連のことが、その笑顔のまま『いろいろあったけど楽しい思い出』として、本人に認識され、『大変だったけど、いい思い出』と認識されますようにと、祈らずにはいられない。」

「病院からも退院となり、その様子がニュースで流れだから、場合の子の子のかなとも感じられた。」・「願わくば・・・・ (中略)・・・ 一連のことが、その笑顔のまま『いるいろからない。」。

最後に、既に一部言及しているが、当該事件ならびに児童虐待問題に対する社会的反応について 俯瞰的に論じるエントリを紹介する。

「今回事件での識者の論調は、子どもの行方不明 時においても発見時においても、情緒的なものが 多すぎることも特徴です。」¹⁰⁾

「大概の虐待死は、今回のように大々的に報道されることはなく、忘れられるのが現実だ。」・「『たまたま不幸な家庭で起きてしまった事件』として、社会的な関心を集めることはなく、一般化されることもなく、同じことがくり返される。」 11

(教育評論家である尾木直樹氏が自身のブログ内で誤った情報を伝えていた事実に関して)「今回の『憶測デマ』に関しても、殺到する批判に対して尾木氏はブログでただちに謝罪をした。」・「尾木氏は、自分の一存でコントロールできる影響力のある『メディア』を使って、小学生の両親の社会生命を脅かしかねない糾弾をし、それを流布したことになる。」120

(教育評論家である尾木直樹氏が自身のブログ内で誤った情報を伝えていた事実に関して)「結果的に筆者は尾木氏にそこはかとない好感を抱いた。」・「尾木氏は恐らく、教育評論家として子どもの心を語りつつ、自身もまた子ども心を忘れていない人なのではないか。」・「尾木氏は『謝って許されない発言なんてそうそうない』と知っているし、子どもに対してそう接してきた人なのだろう。」「¹³

「この行方不明事件に関しては、マスメディアやネットがかなり先走っていた印象がある。」・「ネット上ではそれはもっとあからさまだった。」・「両親を殺人犯呼ばわりするのは当たり前で、情報ソースも全く提示されないまま、父親が虚言を繰り返しているかのような情報が出てきたり・・・(中略)・・・探偵気取りを続けている。」¹⁴⁾

以上の記事群における論点は、「児童虐待であるか否かの基準」と「線引きを行う主体」の問題に大別することができる。一般的にどこまでが躾であると言えるのか、本事件での個別事情を加味するとどうなのか、というところで様々な主張が展開されている。また、判断を行うにあたっては、親の論理と子の権利という両当事者それぞれの立場のみならず、警察に代表される刑事司法制度と児童相談所に代表される福祉機関・行政機関という専門性を重視する立場に加えて、本事件への社会的評価をなす世論の形成も線引きを行う主体に加えて良いだろう。

こうした社会の動きに対して、社会学からはど ういった貢献ができるのだろうか。何をもって当 該社会の問題と認定するのか、それは誰のどうい った判断基準によってなされるのか、こうした検 討は伝統的に逸脱行動論・社会病理学によって担 われてきた。本稿で取り上げた行方不明事件にお ける社会的反応は様々で、現代的な特徴を踏まえ ているものもあれば、普遍的な原理・論理によっ て言及されているものもあるだろう。そこで本稿 では児童虐待をめぐる認識の変容と制度の変遷に ついて概観しつつ、逸脱行動論・社会病理学の現 代的諸相を描き出すこととする。その作業におい て、児童虐待というテーマは手段・手掛かり・素 材として位置付けられるものであるのに過ぎない し、逸脱行動論・社会病理学という研究的立場か ら現実社会への還流を通じて、間接的に良い影響 をもたらすことを目指したいと考えている。その 上で、あくまで本稿の主題は、逸脱行動・社会病 理現象に対する社会的理解のあり様という「枠組 み | の側に着目することを、初めに明らかにして おく。

Ⅱ 逸脱行動論・社会病理学概観

児童虐待をして、一般的には社会問題と称されることが多い。メディア上の一部では、社会病理(現象)という語が散見されるが、逸脱行動であるとする表現はほとんど見当たらない。研究領域における語が一般的な用法と乖離していることは決して珍しくはないが、社会学内部においては伝統的に、これらの問題は社会病理学の対象として取り扱われてきており、学会としても日本社会病理学会という名称が採用されている¹⁵⁾。しかし、最近では「病理」という表現をめぐっての議論が再浮上してきている。本章では差し当たり、この辺りの事情を確認するところから論を進めていきたい。

日本社会病理学会が設立された当時、社会病理学は社会問題論や逸脱行動論との異同を意識しながら、顕在的な社会現象の理解に努めることは問題の一側面を捉えるに過ぎず、背後に潜む機能障害をも描き出すべきもの、端的に言えば異なる概念であるとして理解されていた¹⁶⁾。それでは、社会病理現象と同一視あるいは類似概念として理解されていた社会問題や逸脱とは一体どの様な意味であるのか。社会問題は、「一定の社会体制のなかに限られるものではな」く、「社会体制の変化があっても発生する」ものであると解されてい

る¹⁷⁾。それに対して社会病理学では、ある社会において「当の事象がなぜ病理あるいは病理的なのかと問い直させる規範的な問題提起が内在的に含意されているようなもの」まで研究対象として取り扱うものと解されている¹⁸⁾。両者のいずれを学会名称として採用するかという問題については、アメリカ社会学対マルクス主義社会学の対立をも背景に有していたものの、マルクス主義社会学の衰退に伴って比較対象を失った社会病理学はその存在意義を喪失したと指摘されている¹⁹⁾。しかし、上記の定義を比較してみると、現象それ自体を研究対象に限定しない点に社会病理学の独自性があるのではないか。逆に、少なくとも、社会病理学の独自性を明確化する上での一つの重要な視点・論点であることは間違いがない。

欧米ではむしろ両者いずれにも代わって「逸脱 行動論」の展開がなされたが、逸脱行動論とは同 調一逸脱の対比によって理解すると共に、その区 別、すなわち「そもそも逸脱とみなされる対象は いかなるものかという逸脱の定義をめぐる問題」 を原点とする立場として説明されるものである200。 逸脱行動論は社会問題論とは異なり、予め問題と して措定されている現象のみを研究対象とするの ではなく、何故それが問題として措定されるのか という過程をも視野に入れた研究領域である点で 社会病理学と共通している。また「逸脱」を決定 する水準も一義的なものとして取り扱うのではな く構成主義的な立場からも分析がなされている が空、相互作用論的分析を主軸としている点が社 会病理学とは異なっていると指摘することができ る。米川は、社会病理学を「人々の社会生活にお いて生起する病的な現象や状況と、その発生原因 としての社会的ありよう、および発生原因として の社会的ありようから病的な現象や状況が発生す る過程的状況の三者の総体」と定義することから、 「社会病理」という名称を用いる積極的意義を主 張しているが空、ここで言う三者の内の「社会的 ありよう」、すなわち社会それ自体を捉えようと する視点が社会問題論とも逸脱行動論とも異なる、 社会病理学の独自性を明確化する上でのやはり重 要な視点・論点の一つであると言えよう。

このように、社会病理学は歴史的に、社会病理現象への接近と共に、それが生み出される社会そ

のものへの接近をも行うべきだと考えられていたことがよく分かる。また、対象への理解に終始することなく、異常/正常という次元から考えるならば、異常の中に潜む正常あるいは正常の中に潜む異常の発見に貢献するべきであるし、順機能/逆機能という次元から考えるならば、順機能の中に潜む逆機能あるいは逆機能の中に潜む順機能の発見に貢献するべきであるし、さらには機能主義的観点からは、社会の機能不全障害についての言及もなされてしかるべきである²³⁾。そして、これらのことが、社会病理学が「時代診断」の学問^{24)・25)}と称される所以である。

ところで、研究対象の病理性判定には価値判断 を伴うものである。その基準について普遍性をど こまで有するものであるのかを絶えず考慮しなけ ればならないし260、時点や社会集団の違い、ある いは対象をいかなる側面から捉えるかによっても 異なるものである

っ、また、ラベリング論に代表 されるように、基準の如何によらず病理性判定と いう作業自体が異常/正常の線引きであるから、 そうした作業故に社会病理現象を「生み出す」こ とにも注意を払う必要がある。一方で、こうした 問題は一見すると機能主義的理解では発生しない ようにも思える。しかし、順/逆というベクトル に当てはめて理解しようとする作業であるから、 やはり価値判断を伴うものであることは否定でき ない。ただし、誰を主体とするか、ということを 絶えず考慮に入れることによって相対性を保つこ とができるから、価値判断から一定の距離を維持 することも可能である。とは言え、社会病理学は 特に、「現実に生起しているさまざまな状況・現 象に対して、その解決を提示し、実践する学問と いう特徴を有して」おり、「原因論」としての社 会病理学と同様に、「対応論」としての社会病理 学の存在意義も重要であるから280、現実社会への 適用において慎重で謙抑的な姿勢は必要である。

研究者に対して求められる、こういった社会病理学が内在的に有する制約を反映した結果として、「禁欲」的な姿勢を反映するものと解釈する余地はあるものの、単に「問題現象」の「記述」のみに専念しているのではないか、という指摘がなされている²⁹。この点について矢島は、社会病理学会員は一貫して、「従来、社会病理学に対して批

判的に言われてきた、社会一般が病理とみなすよ うな安易な論文は一つとしてない」という姿勢が 見られるという評価を下している³⁰⁾。こうした姿 勢は社会病理現象とその「プロセス」の「記述」 に重きを置く社会構築主義の隆盛へと展開される。 その状況を崎山は、「その成立当初から意図して きた臨床現場への判断と介入という要素をあえて 排除していくことが、一方では(1990年代から2000 年代にかけて流行と理論的展開を見た) 構築主義 的な研究と共に支持されつつも、臨床現場には一 定の説得性しかもたず、即効性のある(ように見 える) 処方箋を提示し得ないことへの違和感をも ようにたらす。他方では、社会病理学的研究がそ れまで主張してきた価値判断と介入の方向性がも つイデオロギー性にもはや無自覚ではありえない 状況をもたら | した結果として、臨床との接合へ と社会病理学が転回を果たしたと分析している31)。 矢島が述べる「原因論」においても「対応論」に おいても後退したと言うのである。さらに崎山は 「臨床現場との『対話』による理論と実践の構築 を放棄すること」は「結局、高みから社会意識や 制度・政策の変更を提言する方向に、再び社会病 理学的研究を『後退』させるものでしかない」と 述べている32)。この展開には、病理判定の根拠を 規範等によって担保されていた時代は対象の措定 が容易だったが、今日における私事化の広がりが それを困難にしているという影響も指摘されてい る³³⁾。

こういった状況は逸脱行動論においても同様に当てはまる。佐藤は崎山の記述にも触れながら、C. サムナー(Sumner, C.)による著作の紹介を基にして、逸脱とは何か、という定義付けの困難さ故に、逸脱行動論が1970年代には既にアメリカで「逸脱の一般的分析から目をそらし、より特定化された、個別的な犯罪の問題に関心を向けるようになった」ことを指摘している³⁴¹。「ラベルそのものよりも過程が論点であった」³⁵¹犯罪を「客体」と位置付ける犯罪学が展開される一方で、犯罪が「こんにちどのような過程や状況下で成立しているのか」を考え、犯罪学それ自体をも研究の対象とし、「犯罪を通して社会について思考する営為」である「犯罪の社会学」の存在を指摘している³⁵¹。

Ⅲ 児童虐待をめぐる動向と逸脱行動論の可能性

児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐 待防止法と表記する) 第二条において、児童虐待 は「保護者(親権を行う者、未成年後見人その他 の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同 じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者 をいう。以下同じ。) について行う次に掲げる行 為」として定義されている。同条では児童虐待を さらに四つに分類している。一つ目に、「児童の 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行 を加えること」を指す、いわゆる「身体的虐待」 がある。二つ目に、「児童にわいせつな行為をす ること又は児童をしてわいせつな行為をさせるこ と」を指す、いわゆる「性的虐待」がある。三つ 目に、「児童の心身の正常な発達を妨げるような 著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居 人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行 為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠 ること」を指す、いわゆる「ネグレクト」がある。 そして四つ目に、「児童に対する著しい暴言又は 著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭におけ る配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をし ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって 生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ず る心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。) その 他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う こと」を指す、いわゆる「心理的虐待」がある。

この法律は2000(平成12)年に成立し、同年施行されたもので、比較的新しいものである。対策運動は1990年代より展開されていったのであるが、その端緒は近代の始期に既に確認される。下西によると、児童虐待に対する取り組みが開始されたのは明治末期であったとされている³プ。また、その特徴についても、「間引きや児童労働といった現在とは異質な虐待が想起されがちであるが、『社会問題』とされたのは、むしろ、家庭内での児童虐待であって」³৪゚、問題とされる現象は今日と全く変わらないものである。しかし、1870(明治3)年に制定された「新律綱領」(当時の刑法)の中で、「父母や祖父母が言うことを聞かない子や孫に対して懲戒を加えて偶然死に至らしめたとしても罪には問われない」が、「子や孫が父母や祖父

母の言うことを聞かない場合には杖一百の刑に処する」と規定されていたため³⁹⁾、今よりも親の懲戒権とそれに伴う懲罰的行為が公的に認められていたことが分かる。

これに対しては1933 (昭和8) 年に(旧) 児童 虐待防止法が成立した際も、行き過ぎたしつけに 対する問題意識から児童虐待防止が主張されてき たものの、その内容は一切反映されることなく、 戦時体制に突入する中で国を支える存在である子 どもを大切にしなければならない、という要請か らの対応に過ぎなかった400。また、法律が制定さ れてもなお、家庭による養育機能は実質的にも形 式的にもきわめて高い期待を受けており、「一方 では『従来の美風』である家族制度に、他方では 『新たなる国家の政策としての社会政策』に解決 を求め | られたと評価されている410。旧法は1947 (昭和22) 年の児童福祉法成立と同時に廃止され たが、2011 (平成23) 年の児童福祉法および民法 が改正においてようやく親権停止制度が採用され たという事実からも、我が国では伝統的に家庭に よる養育が最重視されていることが明白であろう。

戦後は前近代的な家父長制ないし家制度という 規範は弱体化したものの、家庭による養育を重視 する意識自体は高度経済成長に伴う核家族化と近 代家族の強化と相まって維持されたため、児童虐 待は家庭内に留まり続け、なかなか社会全体で共 有されるまでに至らなかったものと推測される。 それが1990年代に入ると、児童虐待対策のための ボランティア団体が全国各地に組織されるなど関 心は徐々に広まっていったのだが型、この当時の 社会背景についても合わせて確認しておく必要が あるだろう。諸要因が複合的に重なり合った結果 ではあるが、20世紀終盤から21世紀にかけてのい くつかの特徴をしておきたい。まず、私事化 privatization が挙げられる。これには、社会の諸 領域における責任主体が公から私へ移行している 側面を表す意味で用いられる場合と、社会的な営 みの責任主体としての個人の役割が尊重・重視さ れる側面を表す意味で用いられる場合とがある。 ボランティア団体の組織化は前者によって説明さ れる。後者における私事化は、他の特徴と結び付 いていると考えられる。代表的な理解としてはリ スク社会化があり、社会に遍在するリスクへの対

応の困難さが、専門家集団によるサブ政治化をもたらす一方で、リスクを引き受けざるを得ない主体としての個人がリスクの判断に入ってこざるを得ず、またそのことが必要であって、結果として「危険の社会的定義をめぐる闘争も激しくなる」と考えられる⁴³⁾。さらには「心理主義化」や「医療化」と相まって、逸脱行動の責任帰属を個人へと押し戻す力が強まり⁴⁴⁾、家族の病理としての児童虐待が個人の病理とする認識が浸透したと言えるだろう。

それでは、問題の顕在化に伴って、児童虐待の 実態はどのように変化したのだろうか、一つの手 がかりとして、公的統計を参照する。図1は、児 童相談所における児童虐待相談対応件数の経年変 化を示したグラフである。これを見ると、児童虐 待防止法が成立した2000 (平成12) 年前後から件 数の増加傾向が急変し、その後も増加の一途を辿 っている。この変化については様々な解釈が可能 である。最も分かり易いものとしては実証主義的 に、実数が増加していると考える立場がある。一 方で、児童虐待と「見なすもの」の定義・中身が 変わったために、これまでは児童虐待と捉えられ てこなかった行為が新たにカウントされるために 対応件数が増加していると考える、構築主義的な 立場がある。両者の折衷的な理解としては、暗数 が顕在化したと考える立場もある。この立場にお いては、何を虐待と見なすかという基準は変化し ていないことを理解の前提とするが、児童虐待は 決して許されざるものであるという社会の強い意 志が共有され、規範化したことに後押しされたと 解釈すると、児童虐待をめぐる社会的反応の変容 がその要因となるから、構築主義的理解の側面も 有している。

前章では社会病理学と逸脱行動論の異同について検討した。振り返りつつまとめると、以下のようになる。いずれも社会病理現象・逸脱行為をいかに定義するのかという線引きに関わる内在的な問題を有しながら、社会病理学がどちらかと言えば社会それ自体を分析対象とするのに対し、逸脱行動論では逸脱を定義する相互作用を分析の重点にしている。一方で、定義付けに伴う規範的葛藤が共に両者の存在意義を揺らがせてきており、社会病理学は臨床社会学への接近を志向する動きを

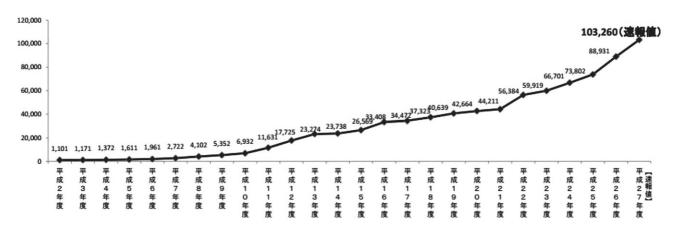


図1:児童相談所における児童虐待相談対応件数

※出典:厚生労働省報道発表資料「平成27年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)

(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000132366.pdf) (2016年10月31日確認)

見せ、逸脱行動論は犯罪の社会学に接近する新た な展開を見せている。このことの前提に、「何が 逸脱であるか」を問題とする一方で、「逸脱とは 何であるか」という点についての社会的含意が共 有されているからであろう。すなわち、逸脱とは 「同調 (conformity) の対語」であって、「成員に 共有された社会的規範から許容量をこえてずれて いる状態や行動 | を意味するものであり45、規範 違反行為を意味する犯罪に対する研究と親和性を 持つことは言うまでもないことだからである。そ れに対して、例えば社会病理学では「不登校」や 「ひきこもり」、あるいは「自殺」といったような、 (ある時代や文化において確認されることがある にせよ) 規範的基準による点で道徳的非難を可能 とする逸脱行動に分類することが好ましくない対 象をもその範疇に含んでいる。

逸脱行動に対しては、「逸脱を抑止して社会的 規範に同調するように制裁(sanction)を加える 過程」である統制を対概念として用いた上で理解 される⁴⁶⁾。制裁(サンクション)とは逸脱行為に 対してのみ発動されるものではなく、「同調に対 しては賞賛や報酬という形をとって発動され(プ ラスのサンクション)」、「逸脱に対しては可罰や 非難という形をとって発動される(マイナスのサ ンクション)」と、対象に応じて相反する二つの 性質を有している⁴⁷⁾。さらに、「社会病理現象を 逸脱と統制という見方から捉えることは、『作用 action と反作用 reaction』という見方から捉える こと」と説明されるが⁴⁸⁾、同調一逸脱の二項関係、 ならびに逸脱ー統制の二項関係からは、本質的に 社会にとって有害であるという、善一悪の二項関 係における悪の価値観を前提として有しているこ とが確認される。

逸脱の定義には代表的な三つの立場がある。第 一の立場は「行為者が社会的に有害な結果をもた らす行為を行った場合 | の病理的側面に着目し、 そうした「行為・行為者・状態」を「改善の対象」 と位置付ける「病理的定義」、第二の立場は「行 為の属性よりも社会の構造的要因のひとつである 規範ないし規則に関連させて逸脱を定義する立 場」である「規範的定義」、第三の立場は「誰か が特定の行為を逸脱と見なし、ある人を逸脱者と 判断し、そうした認定が社会的に受け入れられた ときに逸脱となる | と考える 「構成主義的定義 | である49。冒頭で紹介したブログエントリの事例 でも、これら三つの定義に沿って主張を理解する ことができる。当該児童にとってどうであるかを 最優先に考える立場では、病理的定義によって児 童虐待が逸脱行動であるか否かの検討がなされる。 親の責任を果たしているか否か、それが社会的に 容認されるか否かを考える立場では、規範的定義 によって児童虐待が逸脱行動であるか否かの検討 がなされる。そして、こうした規範枠組みが複線 的に混在する状況下にあって児童虐待の問題性を 考える構図それ自体が、構成主義的に定義を検討 していることに他ならない。

いずれにおいても児童虐待が社会的にその存在 を容認されないものとして位置付けられているこ

とは自明であって、社会病理現象・社会問題とし ての認識が広く共有された結果行われた法整備は、 児童虐待を統制する方向に作動する。児童虐待防 止法は成立以降何度か改正がなされている。2004 (平成16) 年の改正では児童虐待の定義が拡大さ れ、市町村における虐待対応の役割強化も合わせ て行われた。2007 (平成19) 年の改正では、児童 の安全を確認するための強制的立入調査や保護者 に対する児童への面会制限といった、児童を救済 するためのより強固な権限が付与された。また児 童福祉法も改正され、正当な理由が無いのに立入 調査を拒否したものに対する罰金の額が30万円か ら50万円に引き上げられた。2011 (平成23) 年の 児童福祉法ならびに民法が改正され、親権停止制 度が創設された。2012 (平成24) 年の児童虐待防 止法改正では、保護者の出頭要求や面会等の制限 が規定された。

児童虐待問題と家庭への関係については先にも触れたが、そもそも「法は家庭に入らず」という古代ローマの格言の下、「家庭内の問題については法が関与せず自治的解決に委ねるべき」という考え方が伝統的に採用されていた500。必ずしも司法機関による許可等を必要とせず当事者間の合意があれば婚姻を解消することができる協議離婚制度等がその例であるが、「家庭内における虐待や暴力について、近年、いわゆる児童虐待防止法やDV防止法が制定されるなど、この法格言を超えて積極的に法が関与する例」が見られるようになっていると評価されており510、家族を重視する道徳的規範を超えて、子どもの生命・身体をはじめとする諸権利を保護するための法規範による統制が強化されている。

一方で、児童虐待防止法の中には禁止行為とそれへの罰則が規定されていない。この理由としては、上記の法格言および伝統的規範の影響もあるが、既にある刑罰法規によって十分対応できるという点も大きい。したがって、従前からの刑罰法規に従っていかに統制を強化するのか、いかにして統制が強化されているのかを確認しておく必要があるだろう。そこで、児童虐待事案において刑事司法制度の俎上に載せられた割合を統計的に確認したものが図2および図3である。図2は児童虐待全体および各分類における検挙人員がどの程

度増加したのかを、2006(平成18)年のデータを1として表したグラフである⁵²⁾。これを見ると、2014(平成26)年および2015(平成27)年においては、身体的虐待ならびに性的虐待による検挙人員が急増しているものの、母数の大きさから考えると、目立った変化と位置付けることは難しいだろう。図3は児童相談所における児童虐待相談対応件数を分母とし、児童虐待全体および各分類における検挙人員が占める割合を示したグラフである⁵³⁾。これを見ても概ね横ばいと言わざるを得ず、結果として法の運用や取り締まりの対応に変化があったとは考えにくい。すなわち、外部的統制が強化されているとは言い難い。

児童虐待問題については、様々なアプローチと 対応が考えられる。例えば、親子関係における愛 着形成不全の解消や養育の支援もその一つであ るが。冒頭で紹介したブログエントリの事例のよ うに、誰の立場にとって何が必要であるかを検討 しつつ、いかなる統制・介入が必要であるかを考 えねばならない。ここで言う介入は、家族問題と して、家庭内における親子関係の歪みへの対応と 考えるならば統制的側面が強くなるのに対し、社 会との関係の中で当該家庭を捉えたときには福祉 的支援を含意するものとなるだろう。すなわち、 児童虐待問題が社会の中で前景化し、それへの統 制が強化されるとしても、それは単に厳罰化的対 応による介入強化のみを意味するのではないこと が確認された。もちろん、セミフォーマル、ある いはインフォーマルなレベルでの統制が強化され ている可能性も考えられる。例えば、再び冒頭の ブログエントリに戻ると、(本稿の射程を超える が)いわゆる「ネット炎上」をも巻き起こす私的 レベルでの非難であったり、あるいは多様な視点 から問題の掘り起こしがなされることによる世論 の喚起であったりと、実際にそうした動きの萌芽 は確認される。また、図1に照らし合わせてみる と、相談件数の増加は社会のまなざしが強化され たことの影響を受けており、当事者がそうした規 範を内面化することで通報行動として現れること、 また児童虐待をめぐる定義が厳格化されたことか らより相談対応の網にかかる件数が増加している のではないだろうか。

以上の検討を踏まえ、本章のまとめに代えて、

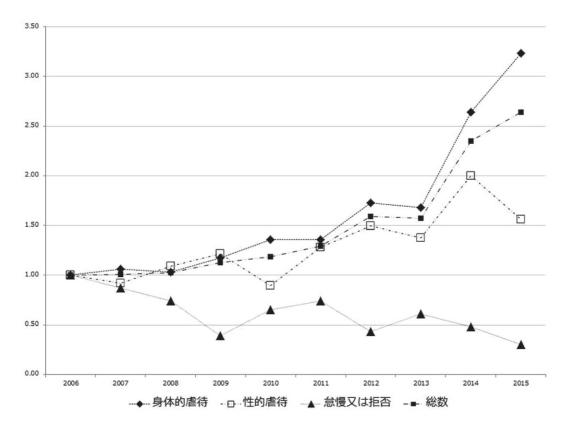


図 2 : 2006 (平成18) 年を基準とする児童虐待全体および各分類における検挙人員の変化 ※警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況 (平成27年1~12月)」を基に筆者作成

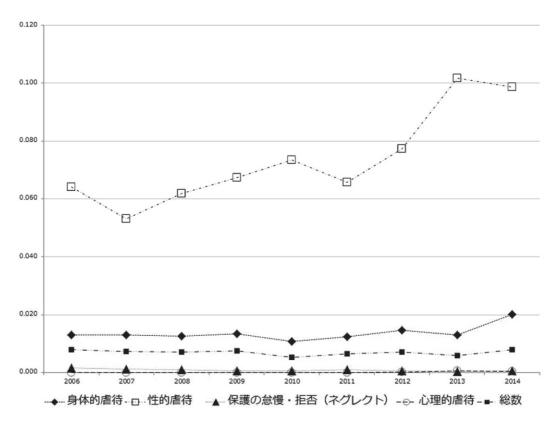


図3:児童虐待全体および各分類における検挙人員が児童相談所における児童虐待相談対応件数に占める割合 ※厚生労働省「福祉行政報告例(児童福祉)」(2006(平成18)年度~2014(平成26)年度)ならびに警察庁「児童虐待及 び福祉犯の検挙状況(平成27年1~12月)」を基に筆者作成

逸脱行動論の可能性について考察する。児童虐待 であるか否かの理解と判断は、程度の違いはあれ、 明治期以降の家族規範・家制度の影響を受けてい る点では一貫しており、善一悪二元論に基づいた 解釈がなされる点での歴史的な相違は無いと言え る。すなわち、児童虐待を容認しないとする社会 的態度やまなざしのベクトルは普遍的な規範に基 づいていると言えるだろう。社会病理学は伝統的 に、時代と社会の診断に重きを置いてきたことか ら、病理性を有した社会における諸症状として多 面的な価値規範による判断を伴う多様な現象の出 現に対する分析・理解を得意分野としてきている。 それに対して、逸脱行動論では規範の両極に対す る方向感を社会が共有する事象についての分析・ 理解を得意分野としており、児童虐待をはじめと する問題の顕在化は、こうした規範の妥当性を (再)確認する契機となる点では順機能を有して いると評価される。

その反面、逸脱統制におけるラベル付与は社会成員としての地位を剥奪する逆機能をも有している。そもそも逸脱統制は健全な社会を維持するための順機能を有するものであって、何らかの現象を取り締まることはそのための手段に過ぎず、決して目的となってはならない。逸脱行動論として語られる多くの現象理解モデルは、いかにして当該逸脱行動を減らすか、無くすかということに終始しており、とりわけ社会病理・逸脱行動の個人化が進行することによって、個人の人間性に対する道徳的非難が強化されかねない。

しかし、児童虐待の当事者たる親への評価は、「子どもの最善の権利」が主張される今日においてむしろ、賞賛といったプラスのサンクションがもたらされる訳では無いにせよ、逸脱の対比項である同調の方向性を確認することができる。このことは、善一悪二元論において善なる方向性へ引き戻す社会の力動を意味している。

すなわち、逸脱行動論は相反するベクトルを有する二項対立的価値観の中で見られる社会の揺らぎをいかに理解するか、という従来の理解を超えて、包摂的な社会のあり様を考えるための枠組みとして評価されるべきではないだろうか。善一悪、あるいは利一害という二元論を基軸としながらも、社会全体として包摂的な対応を求める中で、統制

はその一作用として働くものと位置付けるべきである。児童虐待問題への対応において、法規範の厳格な適用や親への厳格な対応が志向される一方で、個別事情を斟酌した上での家族関係の再生が全体として目指されていることからも、逸脱行動論のこうした可能性が見られるのではないだろうか。

№ おわりに

本稿では、児童虐待の社会問題化について検討し、その背景や動向について観察した。そうした作業を通じて、社会病理学と逸脱行動論に対する現代的理解がいかに立ち現われているかを確認し、とりわけ逸脱行動論の今後の可能性について言及した。

もっとも、論点の組み立てを行うことは一定程 度達成できたと考えるが、考察は試論的なものに 留まり、実証・論証は不十分なものに過ぎない。 本稿の骨組みを基にして議論を精緻化していくこ とを、今後の課題として提示しておきたい。

〈注〉

- 1) 吉田大樹 2016年 6 月 3 日 BLOGOS ブログエントリ 「北海道不明男児無事保護!必要以上に親を責めない でほしいとひとりの親として思うわけ」http://blogos. com/article/178150/ (2016年10月14日確認)
- ²⁾ 中田宏 2016年6月6日 BLOGOS ブログエントリ「【北 海道置き去り】いったい『しつけ(躾)』は誰のため?」 http://blogos.com/article/178452/(2016年10月14日確認)
- 3) Ken Yokoyama 2016年8月18日 BLOGOS ブログエント リ「しつけか? 虐待か?」http://blogos.com/article/ 187470/(2016年10月14日確認)
- 4) 猪野亨 2016年6月4日 BLOGOS ブログエントリ「北海道七飯町の児童放置事件 見つかったからしつけなの? 大量のマスコミ報道に踊らされるネット界の人たち」http://blogos.com/article/178192/(2016年10月14日確認)
- 5) 猪野亨 2016年6月5日 BLOGOS ブログエントリ「置き去りがしつけだという水谷修氏の擁護論に驚かされる」http://blogos.com/article/178277/(2016年10月14日確認)
- 6) 紀藤正樹 2016年6月6日 BLOGOS ブログエントリ 「大和君置き去りで児童相談所への虐待通告は当然の

- 流れ」http://blogos.com/article/178291/(2016年10月14日確認)
- ⁷⁾ おおたとしまさ 2016年6月7日 BLOGOS ブログエントリ「子供の人権に、意識を向けよう」http://blogos.com/article/178455/(2016年10月14日確認)
- 8) 数多久遠 2016年6月5日 BLOGOS ブログエントリ 「北海道男児不明、田舎の子供をなめてはいけない」 http://blogos.com/article/178280/ (2016年10月14日確認)
- ⁹⁾ 赤木智弘 2016年6月11日 BLOGOS ブログエントリ 「大変な経験はいつか、いい思い出に変わってほしい」 http://blogos.com/article/179116/(2016年10月14日確認)
- 10) 前掲注6) と同エントリ
- 11) 前掲注7) と同エントリ
- 12) 藤本貴之 2016年6月8日 BLOGOS ブログエントリ 「<尾木ママのブログはただの暴力?>なぜ尾木直樹 氏のブログは炎上するのか」http://blogos.com/article/ 178602/(2016年10月14日確認)
- 13) 網尾歩 2016年6月8日 BLOGOS ブログエントリ「北海道男児置き去り事件 尾木ママブログは本当に炎上したのか」http://blogos.com/article/178708/(2016年10月14日確認)
- 14) 前掲注9) と同エントリ
- 15) 日本学術会議協力団体たる社会学関連学会の中に、「逸脱」や「社会問題」の名を冠する学会は存在しない。 一方で、日本社会病理学会を英語表記する際の正式名 称は Japanese Association of Social Problems となってい る。本稿では、日本語における社会病理と社会問題を 明確に区別する意味においてのみ、社会病理学に対し て Social Pathology の語をあてている。
- 16) 大橋薫, 1986,「なぜ、いま社会病理学か、そしてその課題」日本社会病理学会編『現代の社会病理』 I: 10-13.
- ¹⁷⁾ 磯村英一, 1986,「社会問題としての同和問題と社会問題|日本社会病理学会編『現代の社会病理』 I:19.
- ¹⁸⁾ 中久郎, 1986,「社会学理論のなかの『病理』理論」日本社会病理学会編『現代の社会病理』 I:27.
- ¹⁹⁾ 矢島正見,2011,『社会病理学的想像力』学文社:124 -125.
- ²⁰⁾ 宝月誠,1986,「逸脱の社会的定義をめぐる問題」日本社会病理学会編『現代の社会病理』 I:76-77.
- 21) 前掲書:78-81.
- ²²⁾ 米川茂信, 1992,「社会病理観の再検討-社会病理学 に内在的な視点から-|日本社会病理学会編『現代の

- 社会病理』Ⅷ:29-30.
- 23) 前掲注19) : 2-13.
- ²⁴⁾高原正興,2011,『新版 非行と社会病理学理論』三 学出版:18.
- 25) 前掲注19) : 73-74.
- 26) 前掲注24) : 2 5.
- ²⁷⁾米川茂信,2004,「現代社会と社会病理学:現代社会 病理学の展開」松下武志・米川茂信・宝月誠編著『社 会病理学講座第①巻 社会病理学の基礎理論』学文 社:13-14.
- 28) 前掲注19) : 136.
- ²⁹⁾山本努,2000,「社会病理学・社会問題研究の『これまで』と『これから』」日本社会病理学会編『現代の社会病理』第15号:2.
- ³⁰⁾ 矢島正見,2005,「日本社会病理学会の社会病理学」日本社会病理学会編『現代の社会病理』第20号:102.
- ³¹⁾ 崎山治男,2007,「分野別研究動向(社会病理)-社会病理の診断と実践的介入のはざまで-」日本社会学会編『社会学評論』57(4):807.
- 32) 前掲書:817.
- 33) 畠中宗一,2004,「社会病理学への臨床社会学の貢献」 畠中宗一・清水新二・広瀬卓爾編著『社会病理学講座 第④巻 社会病理学と臨床社会学ー臨床と社会学的研 究のブリッジングー』学文社:4.
- 34) 佐藤哲彦, 2012, 「テーマ別研究動向(犯罪)『逸脱の社会学』死後における犯罪の研究」日本社会学会編『社会学評論』63(2):291.
- 35) 前掲書:296.
- ³⁶⁾前掲書:297-298.
- ³⁷⁾下西さや子,2005,「明治期における児童虐待問題の 構築と子どもの権利思想」日本社会福祉学会編『社会 福祉学』46(1):3.
- 38) 前掲書: 3.
- 38) 前掲書: 5.
- 40)前掲書: 9 −10.
- ⁴¹⁾高玉和子,1985,「児童虐待防止法の成立過程について」文教大学女子短期大学部児童科編『保育論叢』20:23.
- ⁴²⁾岩井宜子,2000,「児童虐待防止法制定に思う」日本 学術協力財団編『学術の動向』 5 (12):72.
- ⁴³⁾ 竹内洋, 2008, 『社会学の名著30』筑摩書房:230-231.
- ⁴⁴⁾竹中祐二,2013,「『社会学』的アプローチによる自殺をめぐる諸問題の検討|日本犯罪学会編『犯罪学雑誌』

- 79 (3):76-77.
- ⁴⁵⁾前掲注24) :10.
- 46) 前掲書:10.
- 47) 前掲書:10.
- 48) 前掲書:10.
- ⁴⁹⁾宝月誠,2004,『逸脱とコントロールの社会学 社会 病理学を超えて』有斐閣:38-39.
- ⁵⁰⁾ 永野豊太郎,2006,「法格言」参議院事務局編『立法 と調査』(255):88.
- 51) 前掲書:88.
- 52) 心理的虐待による検挙人員は、基準となる2006 (平成 18) 年を含む複数年で 0 人であったことから、分析か ら除外している。
- 53) 公表されており、かつ執筆時点で入手可能であった データにおいては、相談対応件数は年度単位で、検挙 人員は年単位で集計されているため、厳密な分析では なく、便宜的なものに過ぎない点をお断りしておく。
- ⁵⁴⁾梅田直美,2016,「児童虐待」高原正興・矢島正見編著『関係性の社会病理』学文社:143.

〈参考文献〉

- 畠中宗一,2004,「社会病理学への臨床社会学の貢献」畠中宗一・清水新二・広瀬卓爾編著『社会病理学講座第 ④巻 社会病理学と臨床社会学ー臨床と社会学的研究のブリッジングー』学文社:1-14.
- 宝月誠,1986,「逸脱の社会的定義をめぐる問題」日本 社会病理学会編『現代の社会病理』 I:76-106.
- 宝月誠,2004,『逸脱とコントロールの社会学 社会病 理学を超えて』有斐閣.
- 磯村英一,1986,「社会問題としての同和問題と社会問題」日本社会病理学会編『現代の社会病理』 I:18-22.
- 岩井宜子,2000,「児童虐待防止法制定に思う」日本学 術協力財団編『学術の動向』 5 (12):72-75.
- 永野豊太郎,2006,「法格言」参議院事務局編『立法と 調査』(255):88.
- 中久郎, 1986,「社会学理論のなかの『病理』理論」日本社会病理学会編『現代の社会病理』 I:25-45.
- 大橋薫, 1986,「なぜ、いま社会病理学か、そしてその 課題」日本社会病理学会編『現代の社会病理』 I:9 -17.
- 崎山治男,2007,「分野別研究動向(社会病理)-社会 病理の診断と実践的介入のはざまで-|日本社会学会

- 編『社会学評論』57(4):804-820.
- 佐藤哲彦,2012,「テーマ別研究動向(犯罪)『逸脱の社会学』死後における犯罪の研究」日本社会学会編 『社会学評論』63(2):290-301.
- 下西さや子,2005,「明治期における児童虐待問題の構築と子どもの権利思想」日本社会福祉学会編『社会福祉学』 46 (1):3-15.
- 高原正興,2011,『新版 非行と社会病理学理論』三学 出版.
- 高玉和子,1985,「児童虐待防止法の成立過程について」 文教大学女子短期大学部児童科編『保育論叢』20:17 -27.
- 竹中祐二,2013,「『社会学』的アプローチによる自殺を めぐる諸問題の検討」日本犯罪学会編『犯罪学雑誌』 79(3):74-78.
- 竹内洋,2008,『社会学の名著30』筑摩書房.
- 梅田直美,2016,「児童虐待」高原正興・矢島正見編著 『関係性の社会病理』学文社:127-144.
- 矢島正見,2005,「日本社会病理学会の社会病理学」日本社会病理学会編『現代の社会病理』第20号:93-106. 矢島正見,2011,『社会病理学的想像力』学文社.
- 山本努,2000,「社会病理学・社会問題研究の『これまで』と『これから』」日本社会病理学会編『現代の社会病理』第15号:1-5.
- 米川茂信,1992,「社会病理観の再検討-社会病理学に 内在的な視点から-」日本社会病理学会編『現代の社 会病理』▼:23-45.
- 米川茂信,2004,「現代社会と社会病理学:現代社会病理学の展開」松下武志・米川茂信・宝月誠編著『社会病理学講座第①巻 社会病理学の基礎理論』学文社:1-24.